

第7編 参考資料

第1章 安全管理

1節 安全管理体制及び対策

1.1.1 一般事項

労働安全衛生法により事業者内から選任された、総括安全衛生管理者の指揮のもとで、安全管理者及び衛生管理者等と十分協議してこれを行う。

- (1) 安全衛生管理計画を策定する。
- (2) 災害防止協議会を設置し、安全施工サイクルに取り組む。
- (3) 異常時、災害発生における緊急連絡体制を確立する。
通報先（建築局、消防署、警察署、労働基準監督署、病院、水道局、ガス会社、電力会社、電話局等）を表示する。
- (4) 危険物や引火物の管理には、火気厳禁、立ち入り禁止の表示をする。また、可燃物には囲いをする。
- (5) 火災予防管理は、火気使用基準及び設置場所・点検箇所と点検周期・喫煙場所・消火器の設置・火気取扱責任者の表示・電気器具の取り扱い物等を明示し管理する。
- (6) 機械工具は、事前に自主検査及び点検されたもので、持ち込み時には、取扱責任者を明示し点検記録簿に確実に記載する。また、使用中に不具合が生じたらすみやかに撤去する。
- (7) マンホール、地下タンク及び地下ピット等の工事については酸欠や有毒ガス等が滞留している危険性がある。作業前及び作業中に酸素濃度やガス濃度を測定する。また、作業中は換気を行う。
- (8) 外構工事については、崩壊及び転落防止に十分に留意した安全対策を講ずる。

1.1.2 点検項目（一般状況）

- (1) 服装・保護具
 - ① 作業員の服装はよいか。
 - ② 保護具の着用はよいか。
 - ③ 墜落制止用器具の着用、使用はよいか。
 - ④ 作業に適した保護具を使用しているか。
 - ⑤ 保護具の数は作業人数分そろっているのか。
 - ⑥ 保護具は有効に使用できるように保守整備されているか。
- (2) 作業場の整理整頓
 - ① 資材、残材は平行直角に片端をそろえて置く。
 - ② 不用材、残材は早急に場外に搬出する。
 - ③ 作業終了前10～15分間程度清掃する。
- (3) 資材、機器置場の保管
 - ① 小口径の管材、形鋼等は堅固な棚内に収納する。
 - ② 大口径の管材、形鋼、コンクリート製柵類、鋳鉄製蓋、ダクト、ダンパー等の置場は地上に山積する場合は多いのでできるだけ高さを低くする。
 - ③ 荷崩れをおこさないように要所に杭を打ち込む方法又はくさびを挿入して滑り止めを施す。必要に応じロープ掛けを行う。置場周囲をバリケード又は、トラロープで囲い且つ立ち入り禁止等の表示をする。
 - ④ 機器類を屋外に保管する場合は転倒しないように据置き、シート等で養生する。囲いが必要なものについてはそれぞれ適正な処置をする。
 - ⑤ 継手類、弁類、その他材料の保管には、荷崩れ及び転倒に十分注意する。

(4) 大型車両、重機車両の作業

- ① 車両の現場入出時及び移動の際には誘導員を配置して、交通の安全を確保する。
- ② 作業中は作業半径内立入り禁止を厳守させ、見張員を配置して作業の安全を確保する。

(5) 現場内の屋外掘削穴、マンホール等

- ① 掘削穴の周囲はバリケード、トラロープで囲い立入を禁止し、開口部注意等の表示をする。作業終了時には、掘削箇所を復旧をすみやかに行う。
- ② 開口部の穴等は必ず養生蓋を設け、外した場合はすみやかに復旧する。

(6) 場内の整理整頓

- ① 整理整頓はよいか。
- ② 通路は安全に確保されているか。
- ③ 危険物の置場はよいか。
- ④ 不要材、廃材の整理はよいか。
- ⑤ 作業後の一斉片付けを実施しているか。
- ⑥ 第三者災害防止措置はよいか。

(7) 火災予防

① 作業所の防火管理体制

防火管理は、防火管理責任者、防火責任者、火元責任者、火気取扱者を定める。
また、作業所火災等の災害発生時の初動体制（避難誘導班、初期消火班、通報連絡班等）を策定する。

② 溶接、溶断作業

- 専任の火元監視人をおくこと。
- (a) 火気使用許可書、消火器、防火用水を備え付ける。
- (b) 作業箇所及び周辺の可燃物を除去するか、又は防火シート等で養生する。
- (c) 作業箇所周辺の駄目穴の開口部を塞ぐ。
- (d) 火花受け対策を行う。
- (e) 作業終了後は必ず火気使用箇所を巡視し、点検する。

消火器の種類

	一般	油	電気	注意事項
泡消火器	○	○		転倒
粉末消火器	○	○	○	ガス圧
強化液消火器	○	○	○	ガス圧
四塩化消火器		○	○	ガス圧

③ 禁煙

- (a) 指定場所以外では絶対に吸わない。
- (b) 吸殻は定められた容器の中に入れる。

(8) 換気

- ① 作業場所に入る場合は、排風機で部屋の換気を行ってから入室する。
- ② 作業種別により給気、排気を使い分ける。
- ③ 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う場合、「溶接ヒューム」が神経障害等の健康障害を及ぼす恐れがあるため、全体換気装置による換気等を行うこと。
詳細は、厚生労働省発行「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」を参照すること。

(9) 酸欠防止

- ① 酸素欠乏症・硫化水素中毒の危険はないか。
- ② 近くで圧気工法による工事をしていないか。
- ③ 測定器具は整備されているか。
- ④ 測定計画はよいか。
- ⑤ 測定記録はあるか。
- ⑥ 換気等危険防止措置はよいか。
- ⑦ 作業員の入場時の点検が励行されているか。
- ⑧ 表示事項は適切か。
- ⑨ 作業主任者を選任しているか、また、作業主任者は職務を遂行しているか。
- ⑩ 特別教育を受けた作業員を配置しているか。
- ⑪ 監視員を配置しているか。
- ⑫ 緊急時の措置は検討されているか。
- ⑬ 避難用具等はよいか。
- ⑭ 周辺の調査を実施しているか。
- ⑮ その他、酸欠・一酸化炭素中毒の防止については厚生労働省「酸素欠乏・一酸化炭素中毒の防止」を参考とすること。

正常な作業環境

酸素濃度	18%以上
硫化水素濃度	10ppm以下
炭酸ガス濃度	1.5%以下

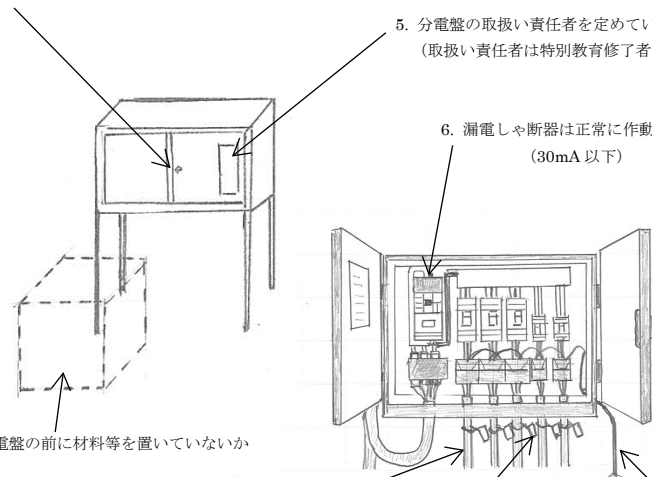
(10) 電気の使い方

- ① 分電盤
 - (a) 扉が閉まるようコードは必ず分電盤の下から接続する。
 - (b) コードには必ず電気器具の行き先の表示をする。
 - (c) 作業終了後は必ずスイッチを切る。
- ② 配線
 - (a) 配線は必ずキャップタイヤコードを使う。
 - (b) 接続は、必ずケーブルコネクタを使う。
 - (c) 仮設ケーブルは、単相用は3芯、三相用は4芯のものを使う。
 - (d) 水場等感電のおそれがある箇所での作業は金属カバー等には接地をとる。
 - (e) 架空配線が作業に支障を与えそうな時は保護カバーを取り付ける。
- ③ 電気機械器具・工具
 - (a) 電線、接点、端子、刃部、刃受け部、口金等電気の通ずる部分の絶縁覆い又は囲いはよいか。
 - (b) 始業点検及び定期点検を実施しているか。
 - (c) 手持型電灯や、吊り下げ電灯には口金がふれず簡単にこわれのないガードを付けているか。
 - (d) 電気機械器具を操作する場所は暗すぎないか。
 - (e) 本体アースは接続されているか。(70Ω以下を目標とする)
 - (f) ケーブルの劣化、損傷はないか。
 - (g) 作業終了後、コンセントを抜いたか。

1. 回路に用いた開閉器は作業中は施錠しているか

5. 分電盤の取扱い責任者を定めているか
(取扱い責任者は特別教育修了者か)

6. 漏電しゃ断器は正常に作動するか
(30mA以下)



2. 分電盤の前に材料等を置いていないか

4. たこ足配線はしていないか

7. 回路表示をしているか

アースの接続不良はないか

分電盤の安全点検ポイント

分電盤の絶縁抵抗値

電圧の区分	電圧の区分	絶縁抵抗値 (目標値)
500Vメガ	100V機器の場合	1MΩ 以上
500Vメガ	200V機器の場合	2MΩ 以上
1,000Vメガ	400V機器の場合	4MΩ 以上
1,000Vメガ	高圧回路 (ケーブル)	2,000MΩ 以上

④ 移動電線・仮設配線

- (a) 作業員が作業し、又は通行する場所から側面 60cm 以内又は高さ 2m 以内にある配線及び移動電線の保護はよいか。
- (b) 電線は直接鉄骨鉄筋に接触又は取り付けていないか。
- (c) 電線を車両等の重量物が通行する通路上にはわせていないか。
- (d) 電線の被覆に損傷はないか。
- (e) 使用していない電線がそのままになっていないか。
- (f) 電線の接続方法は正しいか。
- (g) 水などで湿潤している場所では防水効果のある電線及び接続器具を使用しているか。
- (h) 活線の端末を露出したまま放置していないか。
- (i) 電線は高熱物に接していないか。
- (j) たこ足配線をしていないか。

⑤ 電工ドラム

- (a) 屋外作業にはアース付防雨型の電動ドラムを使用しているか。
- (b) 分電盤内部のコンセントは独立となっているか。
- (c) 使用前に漏電遮断機 (ELB) の作動テストを実施したか。
- (d) 電動ドラムのケーブルは延長して使用しているか。

⑥ 接地

移動機器の1芯が緑色アース線である4芯ケーブル又は3芯ケーブルを用いて電源に専用の接地端子を用いているか。

接地抵抗値

電源の区分 (低圧)	接地工事の種類	接地抵抗値
100V又は200V機器	D種接地工事	100Ω 以下
400V機器	C種接地工事	10Ω 以下

(関係法規 安則 333、電技 28)

(11) 交流アーク溶接機

- ① 溶接棒ホルダは絶縁ホルダを使用しているか。
- ② 溶接機本体の外箱はアース線に接続してあるか。
- ③ 絶縁ホルダの絶縁部は破損してないか。
- ④ 自動電撃防止装置を使用しているか。
- ⑤ 1次側電線はキャプタイヤケーブルを使用しているか。
- ⑥ 2次側電線は1次側電線ケーブル以上のものを使用しているか。
- ⑦ 帰線は溶接物に確実に接続させているか、又被覆線を使用しているか。
- ⑧ ターミナル接続箇所のテープ巻きはよいか。
- ⑨ 作業中止時ホルダに溶接棒を挟んだままで放置していないか。
- ⑩ 火花の散乱の確認と消火設備はよいか。
- ⑪ 特別教育を受けているか。
- ⑫ 遮光面、保護手袋、保護マスク、エプロン等の保護具を使用しているか。

4. 湿った場所や体で作業していないか

1. アーク溶接用しゃも面、溶接用革手袋、安全靴等の保護具を使用しているか

5. 雨の当たる場所で作業する場合は、覆いを設けているか

2. 有資格者を配置しているか (特別教育修了者)

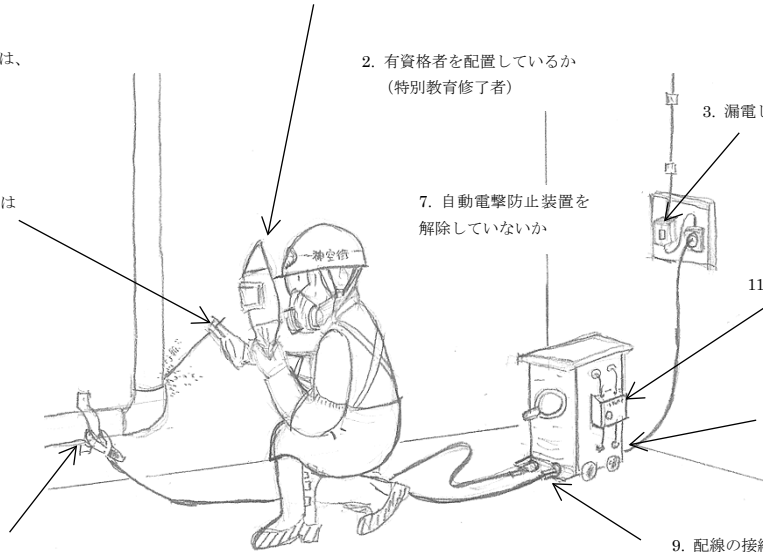
6. 絶縁カバーの破損したホルダーは使用していないか

7. 自動電撃防止装置を解除していないか

3. 漏電しや断器を使用しているか

13. 屋内、屋外作業を問わず、防塵マスクを着用しているか

11. 使用責任者等は表示しているか



10. アースクランプは溶接点の近くに確実に接続しているか

12. 床面のころがし配線は養生をしているか

9. 配線の接続は緩みがないようテーピングで固定しているか

8. アースは確実に接続しているか

交流アーク溶接作業の安全点検ポイント

(12) ガス溶接作業

① ガスボンベ

- (a) ガスボンベは台車に乗せて転倒防止措置を行う。
- (b) コックハンドルを台車に備えておく。
- (c) 充瓶、空瓶の表示をする。
- (d) 取扱い責任者名を表示する。

② ゲージ

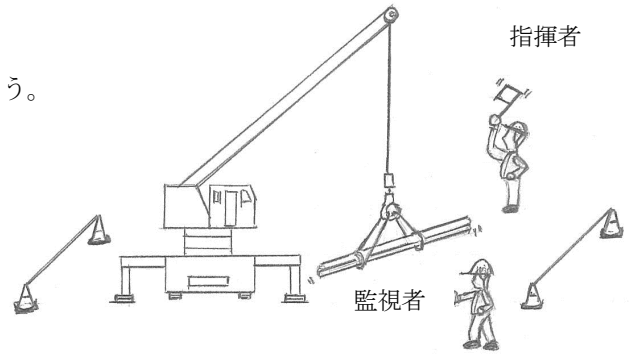
- (a) 溶接ガスの圧力調節器、取り付け部分のほこりを払う。
- (b) 圧力調節器のハンドルは取り付け前に必ず締める。
- (c) ゲージとホースとの接続はホースバンドを使用する。
- (d) ゲージは必ず予備品として準備しておく。

(13) 玉掛作業

- ① ワイヤロープの安全係数はよいか。
- ② フック等の安全係数はよいか。
- ③ ワイヤロープは適格なものか。
- ④ 吊りチェーンは適格なものか。
- ⑤ フック、シャックル等は適格なものか。
- ⑥ 繊維ロープは適格なものか。
- ⑦ リングの具備等はよいか。
- ⑧ 作業開始の点検はよいか。

(14) クレーン作業

- ① クレーンの運転は、有資格者が行う。
- ② 吊り荷の下（作業半径内）立ち入り禁止の措置を行う。
- ③ 制限荷重をオーバーして吊らない。
- ④ 吊り荷の移動は乱暴にしない。
- ⑤ 荷を吊ったまま運転席を離れない。
- ⑥ 吊り荷に人を乗せない。



クレーン安全点検ポイント

(15) 墜落災害防止

建設業等の高所作業における「安全带」について、労働安全衛生法施行令等の改正が行われ、これに適合した器具を使用する必要がある。

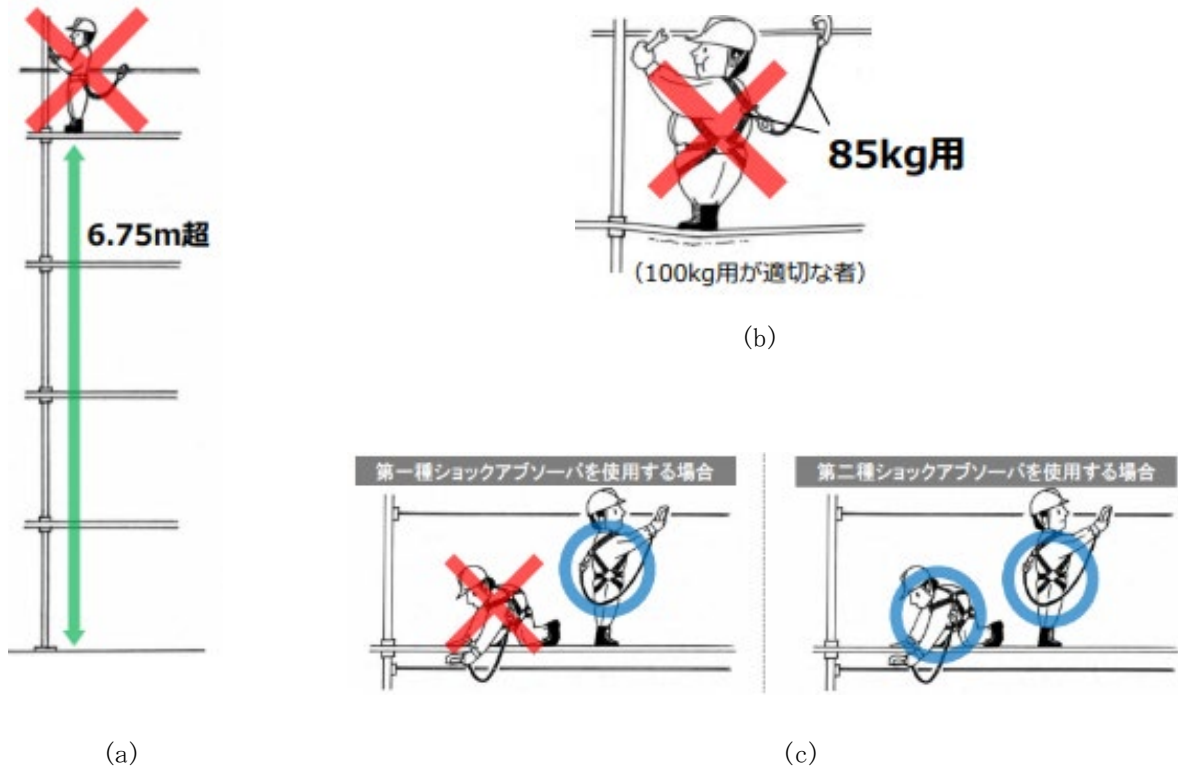
厚生労働省「安全带が「墜落制止用器具」に変わります！」、建設労働災害防止協会「正しく使おうフルハーネス」等を参考とする。

(参考①) 墜落制止用器具の使用場所及び作業

- (a) 高さが2m以上での墜落の危険がある作業場所
- (b) 抱き足場やブラケット足場を設置しかつ手摺のない場所
- (c) 足場とく体間が30cm以上離れている場所で水平養生がない場合
- (d) ステージからの取り込み作業 囲い、棚、手摺を外して機器材料の搬出入作業
- (e) 手摺から身を乗りだしての作業
 - ・ 囲い、棚、手摺があっても身体をのり出しての作業。
 - ・ 状況により合図には無線機等を使用する。
- (f) 一側足場での作業では足場等に必ず取り付ける。
- (g) 吊り足場での作業では屋上等から親綱を下げ、これに墜落制止用器具を取り付ける。
- (h) シャフト内での作業は、必ず親綱を使いロリップ止め金具を使用して墜落制止用器具を使う。

(参考②) フルハーネス型選定要件

- (a) 6.75m を超える箇所では、フルハーネス型を選定
6.75m 以下は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができる。
- (b) 使用可能な最大重量に耐える器具選定
着用者の体重及びその装備品の重量の合計を耐えるものとする。
- (c) ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定
 - ・腰の高さ以上にフック等をかけて作業を行うことが可能な場合、第一種
 - ・足下にフック等をかけて作業を行う必要がある場合、第二種



(16) 脚立

- ① 丈夫な構造か。
- ② 脚と水平面との角度はよいか。
- ③ 開き止め金具はよいか。
- ④ 踏み面は必要な面積があるか。



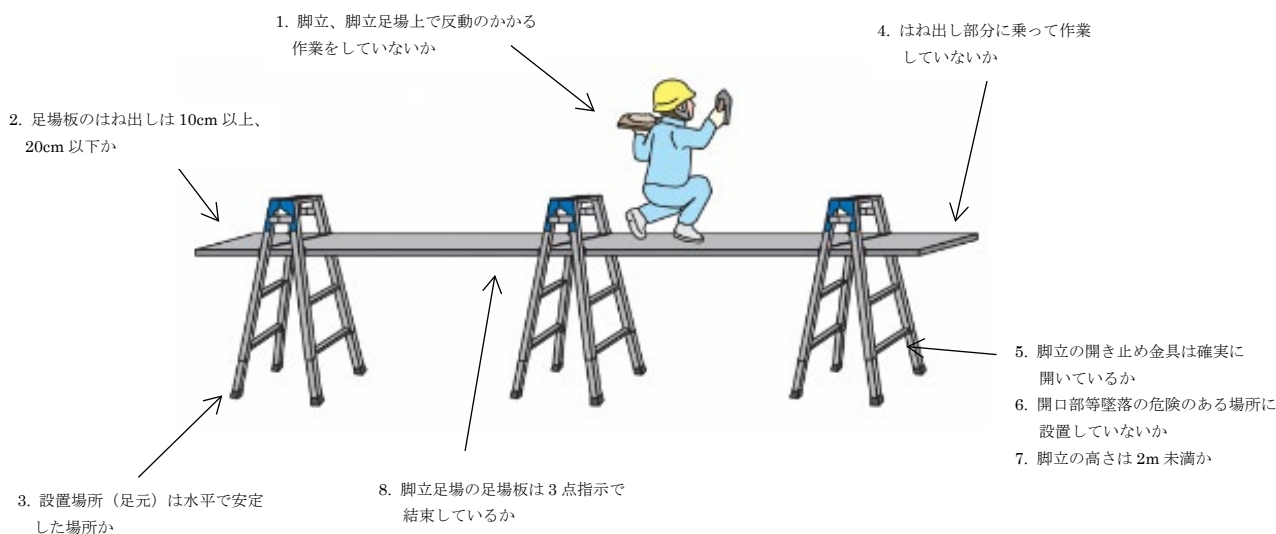
脚立作業の安全点検ポイント

(参考) 脚立足場の使い方

制限荷重

厚×巾×長さ (mm)	スパン間隔 (cm)			
	120	150	180	210
25×240×4,000	137kg	110kg	91kg	78kg
28×240×4,000	172kg	137kg	114kg	98kg

- ① 割れ、腐れ、虫食がないものを使う。
- ② 最大積載荷重を表示する。
- ③ 2点支持の場合、足場板は二枚重ね、両端はゴムバンドで結束してあるか。
- ④ 3点支持の場合、足場板は二枚敷き、幅40cm以上、両端はバンド等で結束してあるか。

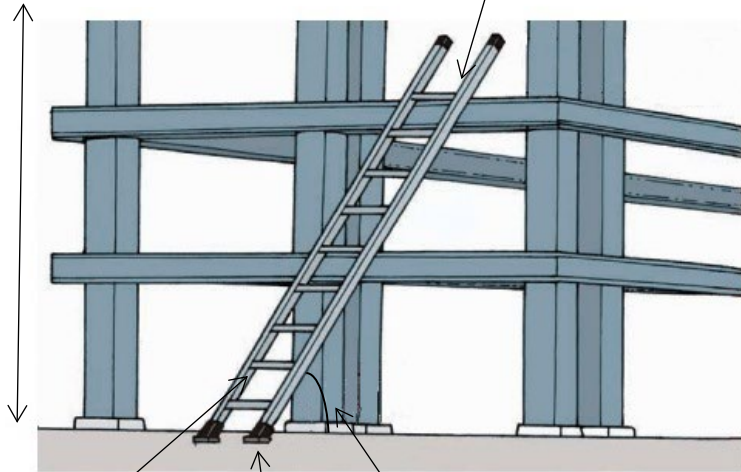


足場板受台足場作業の安全点検ポイント

(17) 移動はしご

- ① 損傷や腐食等がなく丈夫な構造か。
- ② 巾 30 cm以上あるか。
- ③ 踏みさん (25 cm～35 cm) は等間隔か。
- ④ すべり止め装置はあるか。
- ⑤ 転倒防止措置はよいか。

1. 高さ、深さが 1.5m をこえる場合、安全な昇降設備を設けているか



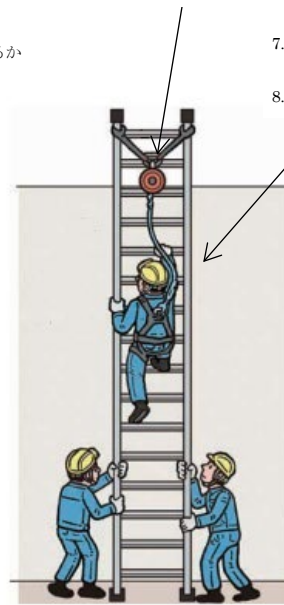
5. 梯子の上端を上部床から 60cm 以上突出しているか

2. 踏みさんは等間隔に設けてあるか (25cm 以上 35cm 以下)

4. 梯子の設置角度は 75° 程度か

3. すべり止めがついているか、転倒の防止措置をしているか

6. 墜落の危険性がある場合、親網とロープを使用しているか



7. 梯子の上で反動のかかる作業を行っていないか

8. 物を持って昇降していないか

9. 梯子の幅は 30cm 以上か

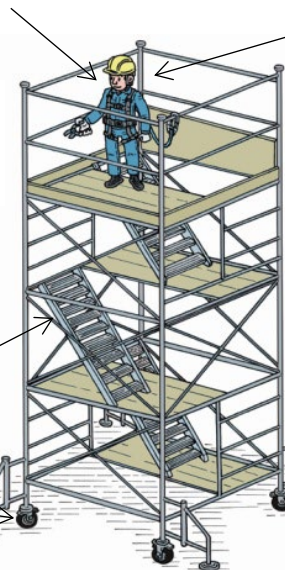
10. 安定した場所であるか

(18) 移動足場

(ローリングタワー)

- ① 足場の材料、構造はよいか。
- ② 最大積載荷重はよいか。
- ③ 作業床はよいか。
- ④ 組立解体、変更時の措置はよいか。
- ⑤ 点検はよいか。
- ⑥ 不意の移動防止のための措置はしてあるか。
- ⑦ 昇降設備はよいか。
- ⑧ 移動時の措置はよいか。

1. 人を乗せたまま移動していないか



5. 移動式足場上で反動のかかる作業をしていないか (その場合、墜落制止用器具を手すりにかける)

6. 物を持って昇降していないか

7. 組立高さは制限高さ以下か (高さ $\leq 7.7L - 5.0m$)

2. 高さ 5m 以上の組立て、解体は足場の組立等作業主任者の指揮で組立て、解体しているか

3. 昇降設備 (タラップ等) はあるか

8. 最大積載荷重 使用会社、使用責任者、使用方法等の標示はしてあるか また、最大積載荷重をこえて物をのせていないか

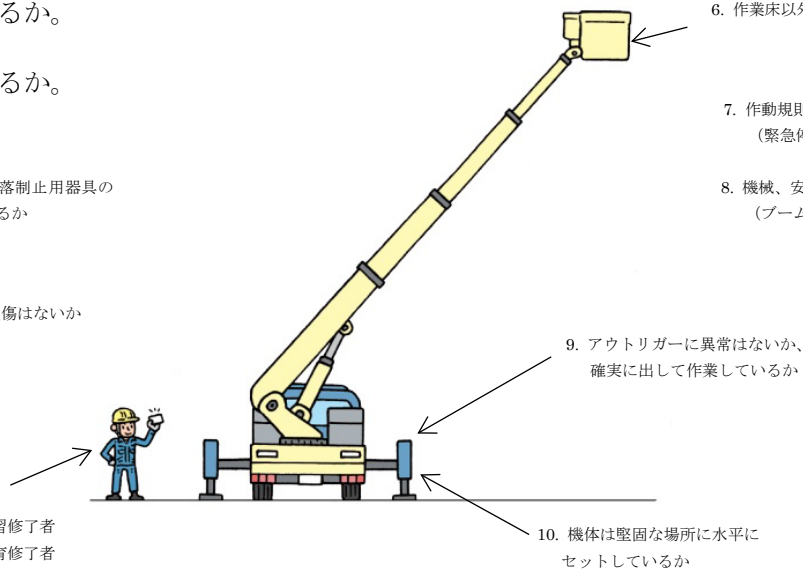
4. 足場の使用中はキャスターのブレーキを 4 か所確実にきかせているか

移動式足場作業の安全点検ポイント

(19) 高所作業車

- ① 前照灯・尾灯はあるか。
- ② 作業計画により作業を行っているか。関係労働者に周知しているか。
- ③ 高所作業車の転倒、転落防止措置はよいか。
- ④ 作業指導者を定めているか。
- ⑤ 必要な合図を定めているか。
- ⑥ 運転者が運転位置を離れる場合の運転者の措置はよいか。
- ⑦ 移送の際の転倒転落防止措置はよいか。
- ⑧ 搭乗制限は守られているか。
- ⑨ 積載荷重はよいか。
- ⑩ 用途外使用を禁止しているか。
- ⑪ 修理等の時に作業指導者を定めているか。
- ⑫ 点検・修理等の時、ブーム等降下防止の安全措置はよいか。
- ⑬ 走行の際の搭乗制限措置は適切か。
- ⑭ 墜落制止用器具を使用しているか。
- ⑮ 作業開始前の点検はよいか。
- ⑯ 定期自主点検は実施されているか。
- ⑰ 検査点検後の補修はよいか。
- ⑱ 運転者の資格はよいか。

1. 高所での作業は手掛に墜落制止用器具のフックを掛け作業しているか
2. 作業床に亀裂、腐食、損傷はないか
3. 作業指揮者の指揮で作業しているか
4. 機械操縦者の資格を確認したか
5. 運転は、有資格者が行っているか
 - ・作業床の高さが10m以上一技能講習修了者
 - ・作業床の高さが10m未満一特別教育修了者



6. 作業床以外の箇所に乗っていないか
7. 作動規則装置が正常に作動するか
(緊急停止装置、平衡取り装置等)
8. 機械、安全装置は正常に作動するか
(ブームの起状、旋回、伸縮等)
9. アウトリガーに異常はないか、
確実に出して作業しているか
10. 機体は堅固な場所に水平に
セットしているか

高所作業車の安全点検ポイント

(20) わく組足場・くさび緊結足場

- ① 床材の損傷、取り付け及び掛渡しの状態はよいか。
- ② 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取り付け部のゆるみの状態はよいか。
- ③ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態はよいか。
- ④ 墜落防止設備（労働安全衛生規則第563条第1項第3項イからハマまでの設備）の取りはずし及び脱落はないか。又取り付け状態は適切か。
- ⑤ 幅木等(物体の落下防止措置)の取りはずし及び脱落はないか。又取り付け状態は適切か。
- ⑥ 脚部の沈下及び滑動はないか。
- ⑦ 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取りはずし及び脱落はないか。又取り付け状態は適切か。
- ⑧ 建地、布及び腕木の損傷はないか。
- ⑨ 突りょうとつり索との取り付け部の状態はよいか。又つり装置の歯止めの機能は良好か。
- ⑩ 高さ10m以上で60日以上設置する場合は、当該工事の開始30日前までに所轄労働基準監督署に届出したか。

(参考) 足場を設ける場合は、手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、①手すり据置き方式又は②手すり先行専用足場方式により行う。

① 手すり据置き方式

足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、据置手すり機材を当該作業床の端となる箇所に先行して設置する方式で、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端の据置手すり機材を残置して行う方式です。
据置手すり機材は据置型で、一般的に足場の全層の片側構面に設置します。

② 手すり先行専用足場方式

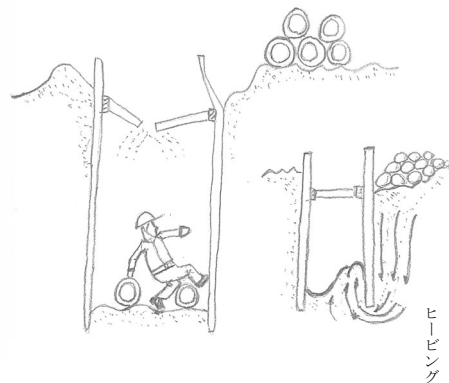
足場の最上層に作業床を取り付ける前に、当該作業床の端となる箇所に、最上層より一層下の作業床から手すりの機能を有する部材を設置することができ、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端に、手すりの機能を有する部材を残置して行うことができる手すり先行専用のシステム足場による方式です。

専用の建てわくと手すりわくの組合せによるタイプや、手すりが建てわくと一体になっているタイプがあります。

(21) 土止め支保工の安全

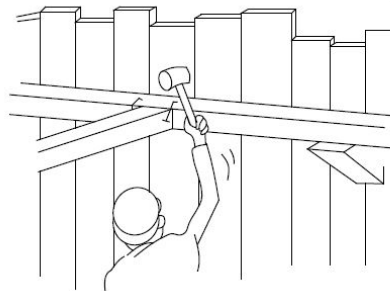
① 支保工の崩壊防止

- (a) 支保工の上部又は近くに重いものを置かない。
- (b) 掘削した土砂は法肩の近くに置かない。



② 点検、補修

- (a) 土止め支保工は、毎週1回点検する。
- (b) 地震後、大雨ごとに点検し、補強、補修する。



(22) 可搬式作業台

- ① 使用前の点検（ねじの緩み、部品の外れ、部材の曲がり・割れ）
- ② 手がかり棒はロックされているか。
- ③ 主脚のストッパーは確実にロックされているか。
- ④ 延長脚のストッパーは確実にロックされているか。

社団法人東京建設業協会 「可搬式作業台を正しく安全に使いましょう」等を参考とする。

2節 免許・資格等（安衛法関係）

1.2.1 免許を受けた者、技能講習修了者、特別教育受講者でなければ就業できない業務

種類	作業内容	主な資格等			
		免許	技講習	特教育	作業指
1. クレーン	吊り上げ荷重 5 t 以上の運転	○	-	-	-
	吊り上げ荷重 5 t 未満の運転	-	-	○	-
	吊り上げ荷重 5 t 以上の床上運転	-	○	-	-
	吊り上げ荷重 5 t 未満の床上運転	-	-	○	-
	やむを得ない事由による。 組立、解体の作業	-	-	-	○
2. 移動式クレーン	吊り上げ荷重 5 t 以上の運転	○	-	-	-
	吊り上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満の運転	-	○	-	-
	吊り上げ荷重 1 t 未満の運転	-	-	○	-
	共吊り作業	-	-	-	○
3. デリック	吊り上げ荷重 5 t 以上の運転	○	-	-	-
	吊り上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満の運転	-	-	○	-
	やむを得ない事由による。 組立、解体の作業	-	-	-	○
	組立、解体の作業	-	-	-	○
4. エレベーター 昇降足場	運転の業務	-	-	○	-
	組立、解体の作業	-	-	-	○
5. 建設用リフト	運転の業務	-	-	○	-
	組立、解体の作業	-	-	-	○
6. 玉掛	吊り上げ荷重 1 t 以上の玉掛作業	-	○	-	-
	吊り上げ荷重 1 t 未満の玉掛作業	-	-	○	-
7. ゴンドラ	操作の業務	-	-	○	-
	合図の業務	-	-	-	○
8. 巻上機	動力により駆動される巻上機の運転	-	-	○	-
9. 研削といし	といしの取替え、試運転の作業	-	-	○	-
10. ガス溶接	ガス溶接、溶断、加熱の作業	-	○	-	-
11. アーク溶接	アーク溶接、溶断等の作業	-	-	○	-
12. 足場点検	足場の点検作業	-	-	※	-
13. 足場の組立て等 作業従事者	足場の組立作業	-	-	○	-
14. 酸素欠乏危険作業	酸素欠乏場所での作業	-	-	○	-
15. 有機溶剤	有機溶剤作業主任者の元での作業	-	○	-	-
16. 高所作業車	高所作業車運転 10m未満	-	-	○	-
	高所作業車運転 10m以上	-	○	-	-
17. エックス線作業	エックス線を用いた探査作業	○	-	-	-
18. 低圧電気取扱作業	工事分電盤等の電気取扱い業務	-	-	○	-
19. フォークリフト	フォークリフト運転 1 t 未満	-	-	○	-
	フォークリフト運転 1 t 以上	-	○	-	-
20. 石綿取扱い作業 従事者	石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業	-	○	-	-

注. 表中の主な資格等の正式名称は、次による。

- ・技講習 —————▶ 技能講習修了者
- ・特教育 —————▶ 特別教育受講者
- ・作業指 —————▶ 作業指揮者

※：足場点検実務者研修

第7編 参考資料

1.2.2 資格を有する作業主任者を選任し、その者の指揮監督のもとでなければ就業出来ない作業

作業主任者の名称	選任をすべき作業	資格	
		免許	技講習
1. 足場の組立て等作業主任者	吊り足場、張出し足場又は高さが5m以上の足場の組み立て、解体、変更の作業	-	○
2. ボイラー据付工事作業主任者	ボイラーの据え付け作業	-	○
3. 地山の掘削及び土止め支保工作業	2m以上の地山の掘削作業	-	○
	土止め支保工の切り張り又は腹起しの取り付け及び取り外し作業	-	○
4. 型枠支保工の組立て作業主任者	型枠支保工の組み立て又は解体作業	-	○
5. 酸素欠乏危険作業主任者	第一種酸素欠乏作業（酸欠のみ）	-	○
6. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	第二種酸素欠乏作業（酸欠＋硫化水素）	-	○
7. 石綿作業主任者	石綿除去に係る作業	-	○
8. 有機溶剤作業主任者	屋内作業場、タンク、船倉、坑内で許容消費量をこえる有機溶剤を製造しまたは取り扱う作業	-	○
9. 冷媒フロン類取扱技術者※1	冷凍空調機器への冷媒の充填から整備、定期点検技術、漏えい予防保全、機器廃棄時の冷媒回収にかかる作業	-	-

※1 一般財団法人日本冷媒・環境保全機構、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会による資格。

1.2.3 監視人の配置を必要とする場合の一覧表

該当箇所	規則条項
1. 車両系荷役運搬機械等の転倒、転落防止（誘導者）	安衛則 151-6
2. 車両系荷役運搬機械等の接触防止（誘導者）	安衛則 151-7
3. 車両系建設機械の転落防止（誘導者）	安衛則 157・158
4. 停電作業を行う場合	安衛則 339
5. 特別高圧活線近接作業	安衛則 345
6. 架空電線近接場所で工作物の建設等作業及びくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業	安衛則 349
7. 明り堀削における運搬機械等が後進、作業箇所に接近するときまたは転落のおそれあるとき（誘導者）	安衛則 365
8. 3m以上の高所から物体を投下するとき	安衛則 536
9. 酸素欠乏危険場所における作業	酸欠則 13
10. 高所作業車の作業床への搭乗制限関係（誘導者）	安衛則 194-15
11. 火気又はアーク使用状況の監視及び始末の確認	安衛則 389-4

注：表中の主な資格等の正式名称は、次による。

安衛則 —————▶ 労働安全規則

酸欠則 —————▶ 酸素欠乏症防止規則

第2章 環境保全

1節 機器・設備の設置に関する規制基準等

事業所（工場もしくは事業場）に、法律や条例で定める施設を設置する場合は、事前の届出や許可申請が必要である。

対象となる主な機器・設備と関係法令等は次のとおり

関係法令等	主な機器・設備等
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機
振動規制法	圧縮機
大気汚染防止法	ボイラー (熱風ボイラーを含む、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く)
	廃棄物焼却炉
	ガスタービン
	ディーゼル機関
	ガス機関
	ガソリン機関
ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物焼却炉
水質汚濁防止法	病院（イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設） と畜業又は死亡獣蓄取扱業の用に供する解体施設
	中央卸売市場（イ 卸売場 ロ 仲卸売場）
	自動式車両洗浄施設
	科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場（イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設）
	一般廃棄物処理施設である焼却施設
	し尿処理施設
	下水道法
廃棄物の処理と清掃に関する法律（産業廃棄物）	産業廃棄物処理施設
廃棄物の処理と清掃に関する法律（一般廃棄物）	一般廃棄物処理施設
横浜市生活環境の保全等に関する条例	発電の作業
	資源の再生又は廃棄物の処理の作業
	科学技術に関する研究、試験又は検査の作業
	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業

第7編 参考資料

関係法令の手続き等については、以下の担当部局及びHPを参照し、手続きを行うこと。

関係法令等	担当部局	HP
騒音規制法	環境創造局 大気・音環境課	横浜市ホームページ 騒音規制法・振動規制法
振動規制法		
大気汚染防止法		横浜市ホームページ 大気汚染防止法
ダイオキシン類対策特別措置法		横浜市ホームページ ダイオキシン類対策特別措置法
水質汚濁防止法	環境創造局 水・土壌環境課水質担当 ※	横浜市ホームページ 水質汚濁防止
下水道法		横浜市ホームページ 下水道
廃棄物の処理と清掃に関する法律（産業廃棄物）	資源循環局 事業系廃棄物対策課	横浜市ホームページ 産業廃棄物
廃棄物の処理と清掃に関する法律（一般廃棄物）		横浜市ホームページ 事業系一般廃棄物
横浜市生活環境の保全等に関する条例	環境創造局 環境管理課	横浜市ホームページ 横浜市生活環境の保全等に関する条例
建築基準法	建築局 建築企画課	横浜市ホームページ 建築基準法に基づく規制・取扱等
建築物省エネ法		横浜市ホームページ 建築物省エネ法の届出・適合性判定
グリーン購入法	環境創造局 環境エネルギー課	横浜市ホームページ グリーン購入の推進

※下水道処理区域は下水道法により環境創造局水・土壌環境課下水道担当の所管であるが、分流式の下水道処理区域の場合は同課水質担当にも書類申請画が必要である。また、下水道処理区域外は同課水質担当の所管となる。

<参考>

水質汚濁防止法（以下「法」という）

法で定められている施設を「特定施設」といい、設置するときは事前の届出が必要である。

特定施設（施行令 別表第1 抜粋）

68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣蓄取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう）である焼却施設
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く）

注. 東京湾に排出する処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽は、指定地域特定施設として追加対象となっている。

<参考>

騒音の規制基準（横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則 38 条 別表 13）（単位 dB (A)）

地 域	時 間		
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 及び 午後 6 時から 午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

備考抜粋

- 2 「dB (A)」は計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位である。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性（FAST）を用いることとする。
- 4 騒音の測定の方法は、規格 Z8731 に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合はその変動ごとの指示値の90%レンジ上端の数値。
- 5 騒音の測定地点は事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。
- 6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値（以下この表においては「S」という）が、当該隣接する地域の基準値（以下この表において「S´」という）より大きいときの当該事業所に適用される基準値は $1/2 (S + S´)$ とする。
- 7 一の事業所が所属する地域又は一の事業所が隣接する他の地域の変更により、当該一の事業所に適用される騒音の基準値が従前の基準値より小さい値となる場合にあっては、当該一の事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。
- 8 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。

<参考>

振動の規制基準（横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則 38 条 別表 14）（単位 dB）

地 域	時 間	
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	60	55

備考抜粋

- 2 「dB」は、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位である。
- 3 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。
この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 4 振動の測定の地点は事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。
- 5 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - (1) 振動のピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所。
 - イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所。
 - ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所。
 - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう）の指示値の差が10dB未満の場合は測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

（単位 dB）

指示値の差	補正値
3	3
4、5	2
6、7、8、9	1

- 6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔で 100 個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の 80%レンジの上端の数値。
- 7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値が当該隣接する地域の基準値より大きいときの当該事業所に適用される基準値は、当該事業所の属する地域の基準値から 5dB を減じたものとする。
- 8 一の事業所が所属する地域又は一の事業所が隣接する他の地域の変更により、当該一の事業所に適用される騒音の基準値が従前の基準値より小さい値となる場合に当たっては、当該一の事業所については、当該変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。
- 9 この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しない。

<参考>

小規模固定型内燃機関及びガスタービンの届出

大気汚染防止法などの規制対象にならないビル空調等に使用される小型ガスヒートポンプ、コージェネレーションシステムのガスエンジン等が該当する。

これらの排煙の排出口は、一般的に工場等の煙突より低いため、窒素酸化物などの大気汚染物質が拡散することなく市民の生活環境に近いところで排出し、局地的な大気汚染の原因となる。

横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下 市条例）では、小規模固定型内燃機関及びガスタービンの設置の際の事前届出を規定しており、設置する日の 30 日前までに届出が必要である。また、市条例では排出ガス中の窒素酸化物の濃度基準も規定している。

対象施設

施設の種類	規 模
ディーゼルエンジン ガスタービン	燃料の重油換算燃焼能力が 50 リットル/h 未満であるもので、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるもの
ガスエンジン ガソリンエンジン	燃料の重油換算燃焼能力が 35 リットル/h 未満であるもので、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるもの

※ ガスエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が 10L/h 未満の GHP については指導基準は適用されるが、届出は不要である。

<参考>

建築基準法に基づくシックハウス対策（概要）

建築基準法のホルムアルデヒド対策

1 ホルムアルデヒドに関する建材、換気設備の規制

① 内装仕上げの制限

建築材料の区分	表示記号	内装仕上げの制限
建築基準法の規制対象外	F☆☆☆☆	制限なしに使える
第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	F☆☆☆	使用面積が制限される
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	F☆☆	
第1種ホルムアルデヒド発散建築材料	表示なし	使用禁止

ただし、建築物の部分に使用して5年経過したものについては制限なし。

②換気設備設置の義務付け

原則として機械換気設備（いわゆる24時間換気システムなど）の設置が必要である。

居室の種類	換気回数
住宅等の居室	0.5回/時間 以上
上記以外の居室	0.3回/時間 以上

③天井裏などの制限

機械換気設備を設ける場合には天井裏、床下、壁内、収納スペースなどから居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐため、天井裏、壁内などでもF☆☆☆以上の建材を使用するなどの措置が必要である。

2 クロロビリホスの使用禁止

2節 作業に関する規制

横浜市内で行われる工事等の建設作業の中には、騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法や横浜市生活環境の保全などに関する条例等により届出義務や規制の基準等が定められている。

規制法令等	担当部局等	備考
騒音規制法	環境創造局 環境保全部 大気・音環境課 671 - 2485	作業開始の7日前までに届出 (工業専用地域を除く)
振動規制法		
横浜市生活環境の保全等に関する条例 (焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準)	環境創造局 環境保全部 環境管理課 671 - 2733	解体工事に着手する14日前までに解体工事計画書の提出
大気汚染防止法	環境創造局 環境保全部 大気・音環境課 671 - 3843	作業開始の14日前までに届出 石綿排出は作業完了後30日以内に届出
横浜市生活環境の保全に関する条例 (石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準)		作業開始の7日前までに工事施工計画書の提出 石綿排出は作業完了後30日以内に届出

2.2.1 騒音規制法（以下「法」という）

詳細について環境創造局大気・音環境課の「特定建設作業実施届出の手引」を参照のこと。

(1) 特定建設作業（法に定める作業を特定建設作業という）

	特定建設作業の種類	摘 要
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん（人力）、圧入式くい打くい抜機又はくい抜機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練量がコンクリートプラントは0.45立方メートル以上、アスファルトプラントは20キログラム以上のものに限る。モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』（'97基準値の低騒音型建設機械）を除き原動機の定格出力が80キロワット以上のもの
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』（'97基準値の低騒音型建設機械）を除き原動機の定格出力が70キロワット以上のもの。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』（'97基準値の低騒音型建設機械）を除き原動機の定格出力が40キロワット以上のもの。

- 注.
- ・開始した日に終わる作業は届出不要
 - ・『環境大臣が指定するもの』とは、平成9年9月22日環境庁告示第54号による低騒音型建設機械とみなされるものをいう。

(2) 規制に関する基準

	敷地境界における 騒音の大きさ	作業禁止時間	1日の作業時間	作業期間	作業禁止日
騒音規制法に 定める 特定建設作業	85dBを超えない	19(22)時 から 7(6)時	10(14)時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	日曜日 その他の休日

- 注1. 工業地域のうち学校及び保育所、病院及び診療所等、図書館及び特別養護老人ホーム等の敷地から80mを超えるところの作業禁止時間及び1日作業時間は、()内に示すとおり。
2. 災害その他非常事態の発生等による作業は適用が除外される場合がある。

2.2.2 振動規制法（以下「法」という）

詳細について環境創造局大気・音環境課の「特定建設作業実施届出の手引」を参照のこと。

(1) 特定建設作業（法に定める作業を特定建設作業という）

	特定建設作業の種類	摘 要
1	くい打機、くい抜機又はくい打 くい抜機を使用する作業	もんけん（人力）、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式く い打くい抜機を使用する作業を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当 該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作 業に限る。
4	ブレーカー（手持式のものを除 く）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当 該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作 業に限る。

注. 開始した日に終わる作業は届出不要

(2) 規制に関する基準

	敷地境界におけ る振動の大きさ	作業禁止時間	1日の作業時間	作業期間	作業禁止日
振動規制法に 定める 特定建設作業	75dB を超えな い	19 (22) 時 から 7 (6) 時	10 (14) 時間を 超えないこと	連続して6日を 超えないこと	日曜日 その他 の休日

注1. 工業地域のうち学校及び保育所、病院及び診療所等、図書館及び特別養護老人ホーム等の敷地から80mを
超えるところの作業禁止時間及び1日の作業時間は、() 内に示すとおりです。

2. 災害その他非常事態の発生等による作業は適用が除外される場合がある。

2.2.3 粉じん等発生作業、アスベスト除去作業

粉じん等を発生する作業を実施する場合は環境創造局大気・音環境課と相談すること。また、アスベスト除
去作業を実施する場合は、環境創造局大気・音環境課の特定粉じん排出等作業実施届出書(届出対象特定工事)
に関する手続きを参照し、適切に対応する必要がある。

3節 廃棄物等に関する規制

事業活動に伴って発生する廃棄物は多種多様であり、その不適正な処理は生活環境の汚染の原因になっている。このような状況の中、廃棄物に関する法令も順次強化見直しがなされ、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化が強く求められている。

関係法令等	対象	担当部局等	連絡先
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物	資源循環局 事業系廃棄物対策課	671-2507
	一般廃棄物		
横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	産業廃棄物		
	一般廃棄物		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材	資源循環局 事業系廃棄物対策課 建設リサイクル担当	671-3446
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	特定製品	神奈川県 環境農政局環境部 大気水質課（大気環境グループ）	210-4111

建設工事に伴い副次的に得られる物品を建設副産物といい、建設発生土等と建設廃棄物に大別されている。



- ※ 一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物で、現場事務所での作業、作業員の飲食等に伴う廃棄物（図面、雑誌、飲料空き缶、弁当がら、生ごみ等）等が含まれる。
- ※ 産業廃棄物とは汚泥、鉍さい、燃え殻、ばいじん、廃酸、廃アルカリ、廃油、がれき類、ガラス、コンクリート・陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿等がある。
- ※ 特別管理産業廃棄物とは
 - ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
 - ② 廃酸（水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸）
 - ③ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ）
 - ④ 感染性産業廃棄物（医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物）
 - ⑤ 特定有害産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、廃石綿等、鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃油（廃溶剤）、汚泥、廃酸、廃アルカリ）
 - ⑥ 燃え殻、ばいじん、汚泥

2.3.1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理するよう法で定められている。また廃棄物の処理を他人に委託するときは、許可のある業者に委託しなければならない。建設工事から発生する廃棄物に関しては原則として元請業者に責任がある。

(1) 産業廃棄物処理委託

産業廃棄物の許可には「産業廃棄物収集運搬業」「特別管理産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」及び「特別管理産業廃棄物処分業」がある。許可の内容にはいろいろな種類や限定があるので、許可内容等を十分確認してそれぞれの業者と直接書面による委託契約を結ぶこと。

なお、許可証を確認するには次の点に注意する。

① 収集運搬業者へのチェック

- (a) 委託する廃棄物のそれぞれ該当する収集運搬業の許可を持っているか。
- (b) 運搬先の中間処理施設又は最終処分場を所管する各都道府県または政令で指定する市で(a)と同様に「収集運搬業」の許可を持っているか。
- (c) 委託する廃棄物が許可を受けた「取扱う廃棄物の種類」に含まれているか。
- (d) 許可の期限は5年間である。期限は切れてないか。(一般廃棄物の場合では許可期限は2年間)

② 処分業者へのチェック

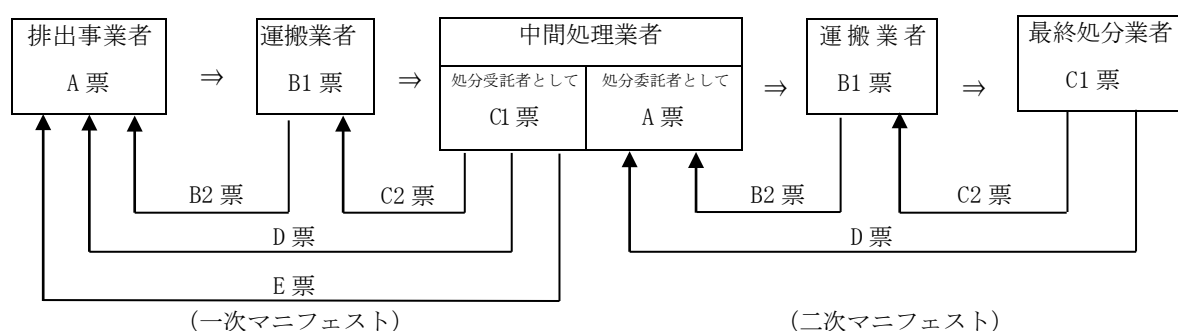
- (a) 中間処理施設や最終処分場を所管する各都道府県または政令で指定する市で処分業の許可を持っているか。
- (b) 委託する廃棄物が許可を受けた「取扱う廃棄物の種類」に含まれているか。
- (c) 許可の期限は5年間である。期限は切れてないか。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の流れを自ら把握すること及び排出事業者がこれら廃棄物の処理を処理業者に委託する場合、これら廃棄物の性状等に関する情報を正確に伝達することにより、不法投棄等の不適正処理の防止、処理過程における事故の防止等を図り、もって生活環境の保全、公衆衛生の向上を確保することを目的としては設けられた制度である。

平成13年4月1日から事業者が最終処分（再生を含む。以下同じ）が終了した旨の記載がされた管理票の写しの送付を受けることとし、この送付がないときには、状況把握及び必要な措置を講じるよう義務付けられている。

各票の流れ（排出者から中間処理業者へ直行の場合）



- ① 排出事業者はマニフェスト（A～E票の7枚複写）に必要事項を記入し署名した後、廃棄物とともにマニフェストを収集運搬業者に渡す。
- ② 収集運搬業者は廃棄物を受領した際、マニフェストに署名し、A票を排出事業者に戻す。
- ③ 排出事業者はA票を保管する。
- ④ 収集運搬業者は運搬を担当した者の氏名・運搬を終了した年月日等を記載し、B1～E票までの6枚を廃棄物とともに中間処理業者に渡す。
- ⑤ 中間処理業者は6枚に受領済印を押印し、B1票、B2票を収集運搬業者に返す。

- ⑥ 収集運搬業者はB1票を保管する。
- ⑦ 収集運搬業者はB2票を運搬終了後10日以内に排出事業者へ返送する。
排出事業者はB2票を受け取った日をA票及びB2票の照合欄に記入する。
- ⑧ 中間処理業者は中間処理終了後、氏名又は名称、処分を担当した者の氏名、処分を終了した年月日を記載し、C1票を保管、C2票を収集運搬業者に、D票を排出事業者へ、各々10日以内に返送する。
排出事業者はD票を受け取った日をA票及びD票の照合欄に記入する。
- ⑨ 中間処理業者が中間処理産業廃棄物を最終処分業者に処理委託するときは、排出事業者の立場で最終処分業者に別途、マニフェストを交付する。このとき、中間処理産業廃棄物欄には、当該委託に係わる全ての排出事業者の氏名又は名称及びマニフェスト交付番号を記載する。
- ⑩ 中間処理業者は最終処分業者から最終処分終了のマニフェストの写し（⑨に係わるD票）の送付を受けたときは、E票に最終処分が終了した旨、最終処分を行った場所の所在地、最終処分が終了した年月日を記載し、排出事業者へ返送する。
排出事業者はE票を受け取った日をA票及びE票の照合欄に記入する。

マニフェストの写しが送付されない場合の措置

排出事業者はマニフェスト交付後90日（特別管理産業廃棄物については60日）を過ぎてもD票、B2票が返送されない場合等にあつては、速やかに廃棄物の状況を把握して適切な措置を講ずるとともに30日以内に報告書を横浜市長に提出しなければならない。
排出事業者は中間処理を委託した場合にあつては、マニフェスト交付後180日を過ぎてもE票が返送されない場合等にあつては、速やかに廃棄物の状況を把握して適切な措置を講ずるとともに30日以内に報告書を横浜市長に提出しなければならない。

なお、各マニフェストの写しの保存期間は5年間である。

建設系廃棄物マニフェストの取扱い先	
(社) 神奈川県建設業協会	横浜市中区太田町2-22 電 話 201-8451 F A X 201-2767
産業廃棄物マニフェストの取扱い先	
(公社) 神奈川県産業資源循環協会	横浜市中区山下町1 シルクセンター 電 話 681-2989 F A X 641-8114

2.3.2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（以下「市規則」という）

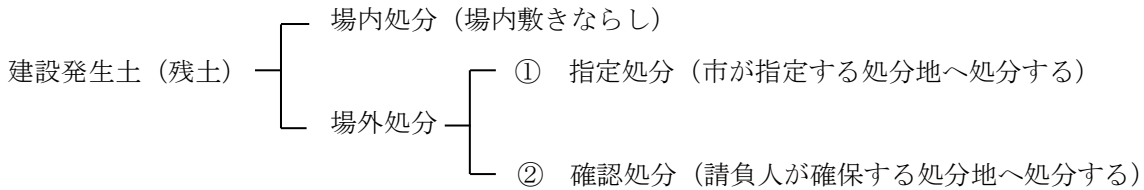
横浜市内で建設工事（工作物の新築、改築又は除去）を行う場合、事業者は市規則により工事に着手する7日前までに産業廃棄物排出事業所届出書を提出しなければならない。

- (1) 特別管理産業廃棄物
- (2) 石綿含有産業廃棄物（石綿を含有する建設資材の使用面積の合計が1,000㎡以上である工作物の新築等に伴って生じたもの）

2.3.3 建設発生土（残土）等

(1) 建設発生土（残土）

建設発生土（残土）の処分方法は場内処分と場外処分があり、場外処分には①指定処分②確認処分がある。元請業者は当該工事の設計図書に記載されている処分方法に基づき適正に処理しなければならない。



注. がれき類が混合しているときや、含水率が高く泥状のときは産業廃棄物と判断されることがある。

① 指定処分

指定処分には大きく分けて(i)臨海部埋立地へ搬出を行う土砂輸送中継所を指定処分とする場合と(ii)広域利用を行う土砂輸送中継所を指定処分地とする場合がある。

搬入の手続は、(i)の場合は横浜港埠頭株式会社 建設発生土受入事業課、(ii)の場合は環境創造局技術監理課が窓口となるので、「副申書、土砂搬入申込書」等必要書類を該当窓口を持参し、「土砂搬入整理券（残土搬入券）」等の発行手続を行う。

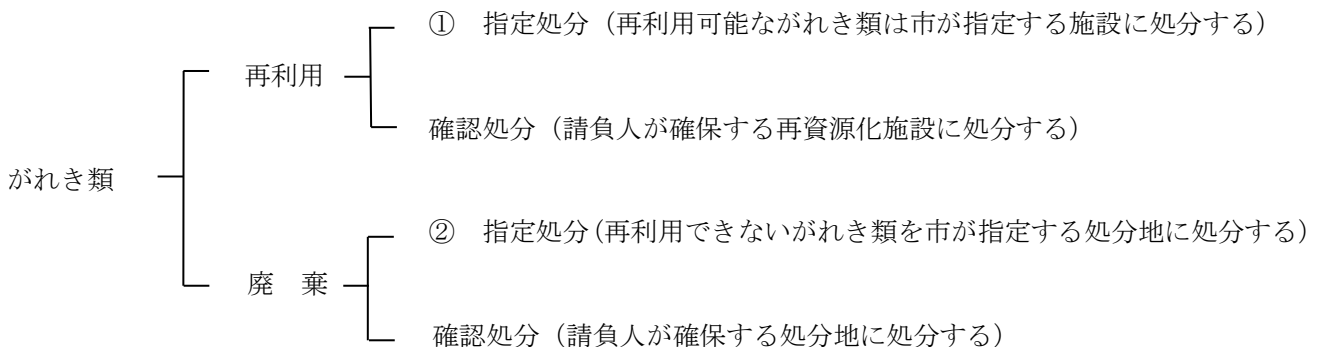
窓 口	(財) 横浜港埠頭公社 建設発生土受入事務所	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4F 電話 671-0500
	横浜市環境創造局 技術監理課 建設発生土等担当	横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話 671-3692

② 確認処分

建設発生土（残土）の処分は指定処分が原則だが、工事主管課所長が工事施工上やむを得ないと認め、環境創造局技術監理課長と事前に調整が図られているとき等、限られた場合にのみ確認処分となる。

(2) がれき類の処分

がれき類の処分に対して元請業者は当該工事の設計図書に記載されている処分方法に基づき適切に処理しなければならない。コンクリート塊、アスファルト塊等のがれき類の処分は、再利用できる場合は原則として「(再利用) 指定処分」である。ただし、工事主管課長が施工上やむを得ないと認めた場合は「(再利用) 確認処分」とすることができる。なお、がれき類再利用できない場合は「(廃棄) 指定処分」となる。この場合も工事主管課長が施工上やむを得ないと認めた場合は「(廃棄) 確認処分」とすることができる。



- ①（再利用）指定処分
当該工事の設計図書に記載された指定処分先の所定の手続により、建設廃材を搬入する。

- ②（廃棄）指定処分

<搬入手続>

- (a) 「産業廃棄物搬入届出書」等を横浜市資源循環公社に提出する。
 (b) 横浜市資源循環公社より「産業廃棄物搬入確認書」を受領する。
 (c) 南本牧廃棄物最終処分場に建設廃材を搬入する。
 (d) 搬入ごとに料金を支払う。(後納は除く)

届出窓口	(公財) 横浜市資源循環公社	横浜市中区尾上町1丁目8番地 関内新井ビルディング 4階 電話 223-2021
処分先	南本牧廃棄物最終処分場	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先 南本牧埠頭第5ブロック 管理事務所 625-9647

2.3.4 建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法 以下「法」という）

法で定められた資材を特定建設資材といい、これを用いた建築物等に係わる解体工事（新築工事）であってその規模が一定基準以上のもの（対象建設工事）は、分別解体等及び再資源化等の義務付けがなされた。また分別解体等及び再資源化等の円滑な実施を確保するため、(i)発注者による工事の事前届出制度（工事着手の7日前までに届出）の創設(ii)解体工事業者の登録制度の創設等の措置が講じられている。

(1) 特定建設資材

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

(2) 対象建設工事

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工にそれらの資材を使用する新築工事等であって、その規模が下表のもの。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	80 m ²
建築物の新築・増築	500 m ²
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	1 億円
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	500 万円

注. 特定建設資材を用いた建築物（当該解体工事に係る部分に限る）の床面積の合計が80 m²以下の場合においても横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づき届出をしなければならない。

2.3.5 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「法」という）

法で定められた製品を特定製品といい、廃棄する場合は冷媒として充填されているフロン類を、都道府県知事の登録を受けた回収業者に引き渡さなければならない。回収業者に直接フロン類を引き渡す場合や引渡しを他の者に委託する際には、必要な事項を記載した書面を交付しなければならない。また、フロン類を引き取った回収業者は、引取りを証する書面を廃棄等実施者に交付しなければならない。

(1) 特定製品

① 第一種特定製品

次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの。（第二種特定製品を除く）

(a) エアコンディショナー

(b) 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む）

② 第二種特定製品

自動車に搭載されているエアコンディショナー（車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの。

(2) 行程管理制度

行程管理制度とは、廃棄等実施者が自ら又は他の者に委託して回収業者にフロン類を引き渡す場合、回収業者へのフロン類引渡しが確実に履行されるようにするため、必要な事項を記載した書面を交付しなければならない。他の者に委託し広範な関係者を介する場合でも書面を回収業者まで回付しなければならない。また、フロン類を引き取った回収業者は引取証明書を廃棄等実施者に交付しなければならないなど、フロン類引渡し途切れず、あいまいにならないよう、書面で管理する制度である。

- ① 廃棄等実施者はフロン類を自ら回収業者に引き渡すときは、回収業者に必要事項を記載した書面（回収依頼書）を交付するとともに、写しを保存する。
- ② 廃棄等実施者はフロン類引渡しを他の者に委託するときは、当該委託に係る契約の受託者に必要事項を記載した書面（委託確認書）を交付するとともに写しを保存する。
- ③ 廃棄等実施者からの委託を受けた者（再委託を受けた者から順次再委託を受けた者を含む）が他の者に再委託する場合には、委託する者は委託確認書に必要事項を記載し受託者に回付し、写しを保存する。その際には、廃棄等実施者の承諾（再委託承諾書の交付）を得なくてはならない。
- ④ 受託者がフロン類を回収業者に引き渡すときは、委託確認書を回収業者に回付するとともに、写しを保存する。
- ⑤ 回収業者は回収依頼書又は委託確認書の交付を受けた場合には、速やかにフロン類の回収を行い、回収依頼書の交付を受けた場合は引取証明書を廃棄等実施者に交付する、又は委託確認書の交付を受けた場合は引取証明書を引渡受託者に交付し、写しを廃棄等実施者に送付するとともに引取証明書の写しを保存する。

2.3.6 特定家庭用機器再生商品化法（家電リサイクル法 以下「法」という）

平成13年3月まで、家庭から排出される廃家電は基本的に市区町村が収集や埋め立て処理を行ってきた。法の施行によりその処理と役割が大きく変わり、家電メーカーにリサイクルを義務付ける事により、廃棄物の減量と資源の有効な利用が図られている。

工事においては、ユニット形エアコンディショナー等で家庭用機器を業務用として使用していた場合は対象となるため、メーカー代理店又は家電小売店等に取り外し・運搬を依頼することが必要である。

2.3.7 舗装切断作業時、コア抜き作業等に発生する排水の処理

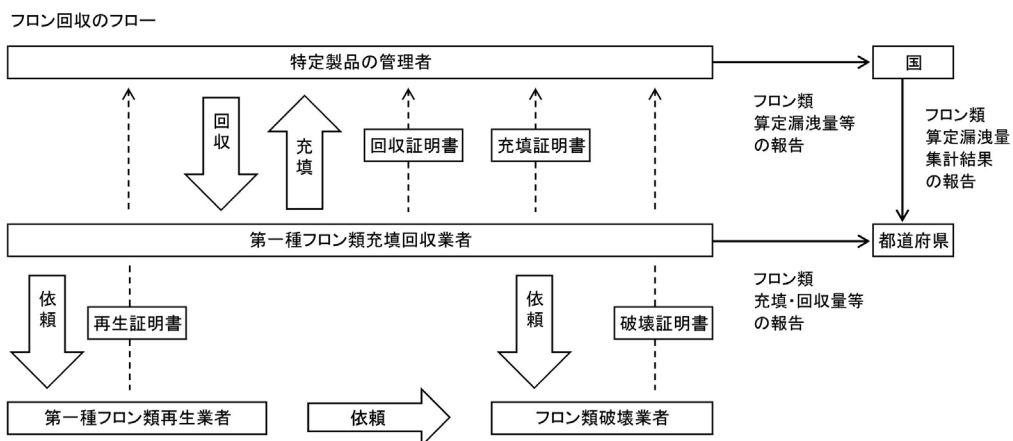
舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、排水吸引機能を有する切断機械等により回収することとし、回収された排水については産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込み適正に処理をする。また、コア抜き作業時の排水も同様の処理を行うこととする。

2.3.8 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

平成27年4月1日、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を目的にフロン類及びフロン類使用製品の製造者並びに特定製品（第一種特定製品）の管理者の責務等を定めた法である。

施工時に留意する事項を以下に記す。

- ① 保守性を考慮し、適正な位置に設置。
- ② 第一種特定製品の整備（新設を含む）時のフロン類充填又は回収は、第一種フロン類充填回収業者が実施する。
- ③ フロン類の漏洩が生じた場合、修理を行わないままの充填は原則禁止。
- ④ 第一種特定製品の整備（新設を含む）時はフロン類の充填量（本体封入量+追加充填量）を記載した充填証明書及び回収量を記載した回収証明書（回収作業時）を交付する。



第3章 法令による届出、提出書類

建設（設備）に係わる主な届け出書類一覧表

申請書類	提出先	申請者	申請時期	関係法規	対象設備
給水設備関係					
給水装置工事申込書・施工承認申請書	給水工事 受付センター	請負人	着手前5日以上	水道条例施行規程第5条	口径50mm以上
給水装置工事完了届			工事完了後	水道条例施行規程第8条	
給水申込書（新設等）			使用開始前	水道条例施行規程第14条	
排水設備関係					
排水設備（水洗便所改造） 計画確認申請書	土木事務所	施主	排水設備工事施工前まで	下水道条例第4条	
排水設備（水洗便所改造） 工事完了届書			排水設備工事完了後5日以内	下水道条例第5条	
公共下水道使用開始（変更） 届			工事着手前	下水道法第11条の2第1項	排水量50m ³ /日以上 の水量を排除する 場合、又は政令で 定める水質に適合 しない水質を排除 する場合
公共・一般下水道施設 築造工事等承認申請書			着手前	下水道条例第16条	
公共・一般下水道施設 築造工事等着手届出書			着手前	下水道条例施行規則 第17条	
公共・一般下水道施設 築造工事等完了届出書			工事完了後5日以内	下水道条例第16条	
ガス設備関係					
液化石油ガス設備工事届	消防局予防部 保安課	請負人	工事後遅滞なく	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律第38条の3	貯蔵能力500kgを超えるもの
圧縮アセチレンガス等の貯蔵 又は取扱いの開始（廃止） 届出書	消防署	施主	貯蔵又は取扱いの開始 （廃止）前	消防法第9条の3	液化石油ガス300kg以上
消防設備関係					
工事整備対象設備等着工届出	消防署	施主	施工10日前	消防法第17条の14 消防法施行規則第33条の18	屋内消火栓、 スプリンクラー設備等
消防設備等（特殊消防設備 等）設置届出書			工事完了後4日以内	消防法第17条の3の2 消防法施行令第35条 消防法施行規則第31条の3	
火を使用する設備等の設置 （変更）届出書			施工5日前まで	火災予防条例第74条第1項	・温風暖房機、給湯沸 設備、ヒートポンプ 冷暖房機（内燃機 関）の70kW以上 ・ボイラー ・ちゅう房設備350kW 以上 ・乾燥設備5.8kW以上 等
防火対象物使用開始（変更） 届出書			使用開始7日前まで	火災予防条例第73条	
保健衛生関係					
簡易専用水道給水開始届出書	福祉保健 センター生活 衛生課	施主	給水開始後速やかに	水道法施行細則第8条	有効容量10m ³ を超えるもの
小規模受水槽水道給水開始 届出書			給水開始後速やかに	簡易給水水道及び小規模受 水槽水道における安全で衛 生的な飲料水の確保に 関する条例第13条	有効容量10m ³ 以下
産業廃棄物関係					
建設リサイクル法による通知	資源循環局 事業系廃棄物 対策課	発注者	工事着手7日前まで	建設リサイクル法（建設工 事に係る資材の再資源化 等に関する法律）第十 条	建築設備工事は請負金 額1億円以上の新築 又は増築、修繕・模様 替等工事 建築設備以外の工 作物に関する工事は 請負金額500万円以 上
産業廃棄物排出事業所届出書		請負人	工事着手7日前まで	廃棄物等の減量化、資 源化及び適正処理等 に関する規則第40条 第1項	
産業廃棄物排出状況報告書		請負人	当該工事に係る石綿含 有産業廃棄物のすべて の処分の確認後すみ やかに	廃棄物等の減量化、資 源化及び適正処理等 に関する規則第40条 第3項又は第4項	

詳細は必ずホームページ等でご確認下さい。

第7編 参考資料

建設（設備）に係わる主な届け出書類一覧表

申請書類	提出先	申請者	申請時期	関係法規	対象設備
環境保全関係					
特定施設設置届出書（騒音関係）	環境創造局 大気・音環境課	施主	設置30日前	騒音規制法第6条第1項 振動規制法第6条第1項	
特定施設設置届出書（下水関係）	環境創造局 水・土壌環境課		設置60日前	下水道法第12条の3第1項、 施行規則第8条	
ばい煙発生施設設置 （使用、変更）届出書	環境創造局 大気・音環境課	請負人	工事着手前	大気汚染防止法第6条第1項	
事前調査結果報告				大気汚染防止法第18条の15	①解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事 ②請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事 ③請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事
石綿排出作業開始届出書		発注者	施工7日前まで	市条例第92条	石綿布、セメント建材（1,000m ² 以上）が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業
特定粉じん排出等作業実施届出書			施工14日前まで	大気汚染防止法第18条の17	吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業

詳細は必ずホームページ等でご確認下さい。